

「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書（案）

本年2016年は、わが国における女性参政権行使から70年の節目の年である。しかしながら、日本の女性国会議員の割合は、両院ともに微増を続けているとはいえ、衆議院で9.5%（2016年）にすぎず、参議院では、先般の選挙での過去最多の当選によっても、20.7%（同）である。

とりわけ、衆議院の9.5%は、下院あるいは1院制をとる列国議会同盟（IPU）191か国中155位（2016年6月現在）と、世界の最低水準であり、女性議員が4割超のスウェーデンやフィンランド、3割前後のドイツ、イタリア、イギリスなどを大きく下回っている状況である。

一方、地方議会においても女性議員の割合は12.1%、女性議員が一人もない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上る。

少子化、高齢社会の諸問題を始め、食糧や環境など暮らしに関わる事柄が重要な政治課題となっている今日、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は、より効果的な政策策定に不可欠である。また、社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げ、昨年閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」においては、衆参両院の候補者に占める女性割合を2020年までに各30%とする目標を掲げている。現政権下においては、法制度に女性議員増加の施策を定めることが、国、自治体のいずれの議会においても、女性議員増加の実現に向けた確かな方策となり得るはずである。

よって、国会及び政府に対し、女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進法の制定（仮称）」を速やかに図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
内閣府 　あて